

7/1～7の全国安全週間と安全衛生優良企業

今年も7/1～7まで全国安全週間となります。労働者の安全や健康を守り、職場の環境を改善していくことが健康経営につながります。今回は少し視点を変えて、安全衛生優良企業について掲載します。

安全衛生優良企業とは？

労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善しているとして、厚生労働省から認定を受けた企業のことです。基準を満たした企業は、3年間の認定を受けることができ、企業のイメージアップ、安全・健康確保による生産性の向上、社員の意欲向上などさまざまなメリットが得られます。



認定の基準は？

STEP 1
必要項目を
全て満たす

- <状況として満たしていることが必要>
- 労働安全衛生法等の違反の状況 ○労働災害発生状況
- その他ふさわしくない事項
- <取組として満たしていることが必要>
- 安全衛生体制の状況 ○安全衛生全般の取組

厚生労働省HP
「職場のあんぜんがっど」
で診断できます。

STEP 2
取組・対策ご
とに6割以
上、全体で8
割以上取得

- <積極的な取組を評価する項目>
- 安全衛生活動を維持するための取組
- 健康で働きやすい職場環境（健康保持増進、メンタルヘルス、受動喫煙防止、過重労働防止）の整備
- 安全でリスクの少ない職場環境の整備
- 例：ぶつかり防止の為曲がり角にミラーを設置、朝礼でストレッチを取り入れる 等

認定の方法は？

厚生労働省HPの自己診断で一定基準を満たす ⇒ 管轄労働局へ申請書類を提出 ⇒ 書類審査・ヒアリング調査の実施 ⇒ 「認定」 の流れとなります。

コロナ陽性で欠勤した場合の傷病手当金の申請

業務外のプライベートでコロナウイルス感染症に罹ってしまい、欠勤して給与が出ない場合、社会保険の被保険者であれば傷病手当金の申請ができます。待機期間の3日間を除き、一日あたり標準報酬月額÷30日×2/3の傷病手当金を支給申請できます。尚、待機期間中は給与の有無は問いませんので、有給休暇を取得しても構いません。

通常、傷病手当金の支給申請書に療養できなかった旨の医師の証明が必要ですが、医師の診断が受けられない場合は、罹患した経緯を記す「療養状況申立書」と保健所から発行された証明書を添付すれば申請が可能です。



従業員が退職したときの手続き

①健康保険・厚生年金の喪失手続き

年金事務所に資格喪失届を提出します。資格喪失日は退職日の翌日となります。

健康保険・厚生年金の保険料は喪失日が属する月の前月分までかかります。

例) 6月30日退職→7月1日が喪失日のため、6月分まで保険料がかかります。

一般には6月分の保険料は7月支払の給与から控除します。

②雇用保険の喪失手続き

ハローワークに資格喪失届を提出します。雇用保険料は最後に支払う給与までかかります。

従業員が希望する場合または59歳以上の場合は希望されなくても必ず離職票の申請も行いましょう。

③住民税の異動手続き

住民税の特別徴収(給与から控除)をしている場合は、市役所へ普通徴収(個人で納付)等に切り替える届出をします。一年度(6月～5月)のうち何月分まで徴収済か、未徴収金額等を記入します。退職後に住民税を納付する際は、退職者の未徴収の分まで入れないように注意しましょう。

◆ 雇用保険の求職者給付(通称:失業保険)について

原則、離職の日以前2年間に12か月以上雇用保険被保険者期間がある方が対象で、基本手当日額は離職票申請時に申告した離職前6か月の賃金により決定します。

給付日数は、「定年や自己都合で退職した場合」と、「倒産・解雇等会社都合で退職した場合」とで異なります。また、支給開始時期については、解雇・定年の場合はハローワークに離職票提出と求職申込後から7日経過すればもらえますが、自己都合の場合はこの7日+原則2か月の給付制限期間が経過した後にもらえます。

離職票申請の際には、離職理由を退職者同意の上正確に記入するようにしましょう。

◆ およその計算式

$$\left(\frac{\text{離職以前6か月の賃金の合計}}{180} \right) \times (\text{給付率}) = \text{【基本手当日額】}$$

賃金日額

※ 60～64歳の方については45～80%

※65歳以上の退職者で就職を希望している方は一時金(被保険者期間1年未満:30日分、1年以上:50日分)が一括支給されます。

◆ 定年、契約期間満了や自己都合退職の方

被保険者であった期間*	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
離職時の満年齢			
65歳未満	90日	120日	150日

◆ 障がい者等の就職困難者

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
離職時の満年齢		
45歳未満		300日
45歳以上65歳未満	150日	360日

◆ 倒産、解雇等で離職された方

被保険者であった期間	1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
離職時の満年齢					
30歳未満		90日	120日	180日	-
30歳以上35歳未満	90日	120日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		150日		240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

♪ 初夏のおとずれ 音楽の力ってすごい!! ♪

さわやかな緑の風が降り注ぎます。

去る5月12日、中部日本吹奏楽コンクール静岡大会がサーラ音楽ホール(新都田)で行われた。午前10時から17時42分まで高校生の26校による日頃の練習の成果が披露されました。私達は、唯々、黙って感動のうずりに吸い込まれて、あっという間の一日となりました。

美しいものを見、聴く、コロナで長い間日常を奪われることが多かったが、今日一日、たっぴりと音楽に触れることができ、心はすっかり癒され、元氣と勇氣がみなぎりました。

「音楽の力って本当にすごいなあ」と心に深く感じました。

これからの人生、少しでも多く音にふれ楽しく生きたいと思いました。